

伊万里市子どもの屋内遊び場いまりっくらんど条例をここに公布する。

令和7年3月24日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 1 号

伊万里市子どもの屋内遊び場いまりっこらんど条例

(設置)

第 1 条 本市は、屋内における子どもの遊び場を提供することにより、子どもの心身の発達及び子育て環境の充実を図るため、伊万里市子どもの屋内遊び場いまりっこらんど（以下「いまりっこらんど」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 いまりっこらんどの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊万里市子どもの屋内遊び場 いまりっこらんど	伊万里市松島町 3 9 1 番地 1

(使用の要件)

第 3 条 いまりっこらんどを使用することができる者は、小学校就学の始期に達するまでの者（以下「就学前子ども」という。）及びその保護者その他当該就学前子どもの付添人（18 歳以上の者に限る。以下「保護者等」という。）とする。

2 就学前子どもがいまりっこらんどを使用するときは、保護者等が同伴しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に就学している者は、保護者等が就学前子どもとともに同伴する場合に限り、いまりっこらんどを使用することができる。

(使用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、いまりっこらんどの使用を制限することができる。

(1) いまりっこらんどを使用しようとする者又は使用している者（以下「使用者」という。）が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 使用者が感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認められるとき。
- (3) 使用者がいまりっこらんの施設、設備若しくは備品を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 使用者が他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品若しくは動物の類を携行するとき。
- (5) 使用者が職員の指示に従わないとき。
- (6) いまりっこらんの管理上支障があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、いまりっこらんの使用を制限する必要があると市長が認めるとき。

(使用料)

第5条 いまりっこらんの使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第6条 使用者は、いまりっこらんの施設、設備若しくは備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(伊万里市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 伊万里市民センターの設置及び管理に関する条例（平成4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表 2 ふれあいプラザ使用料の部トレーニングルームの項を削る。